

新型インフルエンザ等感染症の発生に伴う対応について

平成 21 年 4 月 28 日
健康推進課
増田健吉
TEL : 0852-22-6523
Mail : kenkosuishin@pref.shimane.lg.jp

厚生労働省の新型インフルエンザ等感染症の発生の宣言に伴い、島根県では島根県危機管理対策本部を設置し、対応に当たっているところです。その一環として、当面の間、下記の通り、相談窓口を設置いたしましたので、情報提供いたします。

記

1、1)

新型インフルエンザ発熱相談センター（島根県健康福祉部健康推進課）

開設時間 9：00～21：00

電話番号 島根県健康福祉部健康推進課 0852-22-6131

※時間外においても緊急の場合は、上記電話で受付をいたします。

2)

電話相談窓口

開設時間 9：00～17：00

電話番号 松江保健所 0852-23-1314 (17:00以降は 0852-23-1313)

雲南保健所 0854-42-9635

出雲保健所 0853-21-1185

県央保健所 0854-84-9805

浜田保健所 0855-29-5557

益田保健所 0856-31-9550

隠岐保健所 08512-2-9714

※時間外においても緊急の場合は、上記電話で受付をいたします。

2、県民への呼びかけ

○なお、新型インフルエンザ（ブタインフルエンザ）のヒトへの感染例が確認された地域（例えばメキシコ、米国のカリフォルニア州、テキサス州、カンザス州など）から帰国して10日以内に、発熱または呼吸器症状（咳、鼻水等）などのインフルエンザ様の症状がある方は、直接医療機関は受診せずに、新型インフルエンザ相談センターまでご連絡ください。

○普段のインフルエンザ予防対策に心がけましょう。

- ・咳やくしゃみ等による感染を防ぐため、マスクを着用する。
- ・積極的に手洗いやうがいを行う。

○県民の皆様には、正しい情報に基づいた冷静な対応をお願いします。